

少額随意契約の基準額等の見直しについて

令和7年9月11日
荒川区管理部経理課

地方自治体が行う契約のうち、予定価格が地方自治法施行令で定める基準額の範囲内で、かつ、地方自治体の規則で定める額を超えないものについては、随意契約（以下「少額随契」という。）が可能となっています。

令和7年4月より、国は、物価高騰や事務の効率化の観点から、地方自治法施行令を改正し、基準額を引き上げました。区においても、少額随契の基準額を地方自治法施行令の上限額と同額まで引き上げるとともに、基準額の引き上げに伴う所要の改正を行います。

記

1 改正内容

（1）少額随契の基準額及び主管課契約の範囲の引き上げ（契約事務規則第44条及び別表第1）

競争入札を行うことなく随意契約により契約できる基準額及び主管課で契約処理できる基準額を引き上げます。

契約の種類	改正後	現行
一 工事又は製造の請負	<u>200万円</u>	130万円
二 財産の買入れ	<u>150万円</u>	80万円
三 物件の借入れ	<u>80万円</u>	40万円
四 財産の売払い	<u>50万円</u>	30万円
五 物件の貸付け	30万円	30万円
六 前各号に掲げるもの以外のもの	<u>100万円</u>	50万円

（2）少額随契の見直しに伴う改正

少額随契の基準額の見直しにより、以下についても、対象工事を130万円超から200万円超に引き上げます。

- ①「荒川区工事成績評定試行要綱」における成績評定の対象工事
- ②「荒川区公共工事の前払金取扱要綱」における前金払の対象工事
- ③「荒川区契約事務規則」における最低制限価格の設定対象工事

2 改正期日

令和 7年 11月 1日

＊ 同日以降に公告・発注を行う契約から適用